

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月25日
【会社名】	ソフトバンク株式会社
【英訳名】	SoftBank Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	人事部長 青野 史寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	人事部長 青野 史寛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 332,025,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 49,617,075,600円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月7日付で提出した有価証券届出書、平成25年6月11日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成25年6月21日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書および平成25年6月24日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年7月25日に「発行数」「発行価額の総額」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」が確定したので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	120,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	384,000,000円 (注)本有価証券届出書提出時の見込額であります。
	<省略>

<中略>

(注)3. 本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員	18,597名	120,000個

(訂正後)

発行数	103,758個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	332,025,600円
	<省略>

<中略>

(注)3. 本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	6,000個
当社執行役員及び従業員	123名	8,447個
当社子会社取締役	32名	10,184個
当社子会社執行役員及び従業員	13,895名	79,127個

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	<省略>
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は12,000,000株が当初の上限となる。) ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率 また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
	<省略>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	57,384,000,000円 (注)本有価証券届出書提出時の見込額である。

	<省略>
--	------

(訂正後)

	<省略>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は10,375,800株が当初の上限となる。)</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
	<省略>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>49,617,075,600円</p> <p>(注)ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
	<省略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
57,384,000,000	6,000,000	57,378,000,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(384,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(57,000,000,000円)を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
49,617,075,600	6,000,000	49,611,075,600

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(332,025,600円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(49,285,050,000円)を合算した金額であります。

<中略>

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。